

令和4年第2回九戸村議会定例会

令和4年6月13日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 九戸村環境美化推進条例
- 日程第6 議案第4号 オドデ館増改修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第5号 令和4年度九戸村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第6号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第7号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 令和4年度九戸村水道事業会計補正予算（第1号）

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副	村 長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	杉 村 幸 久 君
I J U戦略室主幹	川 原 憲 彦 君	
会 計 管 理 者	大 向 一 司 君	
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長	浅 水 涉 君	
産 業 振 興 課 長	中 奥 達 也 君	
地 域 整 備 課 長	関 口 猛 彦 君	
教 育 次 長	坂 野 上 克 彦 君	
地 域 整 備 課 主 幹	上 村 浩 之 君	
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
主 任	山 本 猛 輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 4 年第 2 回九戸村議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 01 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

6 月 13 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり議案 8 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、川戸茂男君、桂川俊明君、山下勝君、坂本豊彦君、大崎優一君、保大木信子さん、古舘 巖君、久保えみ子さんの 8 人であります。

質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件、陳情 5 件であります。

請願については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 4 年 2 月分、3 月分及び 4 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。

また、監査委員から令和 3 年度定期監査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から令和 3 年度九戸村一般会計に係る繰越明許費繰越計算書の調製について、令和 3 年度九戸村水道事業会計予算繰越計算書の報告についての提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長から行政報告の申し出がありました。

ただ今から、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、令和4年第2回九戸村議会定例会が開会されるに当たりまして、第1回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

一つ目、DX推進についてでございます。

はじめに、デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXの導入と普及についてでございます。

国等におきましても、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や効率化、地方創生の推進の切り札として、DXの導入と普及を掲げておりますが、本村のこれまでの状況は、導入活用しようとしても、なかなか人材的に難しい面がございました。

このため、昨年度から行っております県北広域振興局との職員人事交流にあたって、今年度はデジタル技術の知識や経験のある県職員の派遣を要請し、4月からIJU戦略室主任として活躍していただいております。

また、これまで岩手県立大学との連携事業を通じてつながりを持つこととなった株式会社富士通ジャパンに依頼し、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用して、同社の社員1名を4月から派遣していただいております。

さらに、本村出身の幹部社員がおられるという県内IT企業の株式会社ネクストとのご縁をもとに、本年3月末に同社との「九戸村におけるDX推進連携協定」を締結させていただき、今年度、本村のDX推進に向け、さまざまご支援いただけることとなりました。

以上の取り組みによりまして、本村におけるDXの導入と普及を図るための体制を整えたところであります。

すでに、役場職員とのヒアリングにより役場関係業務で効率化できそうな分野を抽出しておりますことから、導入・普及の手始めとして、村の第3セクターであります、株式会社九戸村総合公社におけるデジタル技術活用に向けても検討を始めたところでございます。

二つ目に、再生可能エネルギーの普及について

次に、再生可能エネルギーの普及についてでございます。

地球温暖化は、異常気象や災害の多発など、私たちの生活にも明らかな影響を

及ぼすところまでできております。そのため、2050年の、いわゆるカーボンニュートラル、二酸化炭素排出ゼロに向け、本村としても取り組みを開始すべき時期であると認識しております。

このため、昨年度末には、「九戸村再生可能エネルギー導入計画」を作成したところではありますが、今年度は、その計画に基づき、具体的な取り組みを開始することとしております。

まずは、本年3月に、村内の産業廃棄物処理施設を管理運営する株式会社いわて県北クリーン並びにその関連会社である株式会社タクマエナジーと本村との間で「九戸村におけるCO₂フリー電力の普及等に関する連携協定」を締結させていただき、さっそく役場庁舎用の電力として、村内での産廃処理の過程で発電される電力の導入を開始し、電力エネルギーの地産地消を開始したところでありませ

す。また、私がかねてから公約でお示ししておりましたとおり、村内の森林資源を地域内で有効活用し、村民の所得向上と再生可能エネルギーの一つであります木質バイオマスエネルギーの活用を進めるために、まずは、ふるさとの湯っこにおいて、村内の間伐材等を活用するための仕組みづくりに着手したところでございます。

三つ目、新たな地域おこし協力隊の受入れについて

昨年度、九戸村としては初めてとなる、地域おこし協力隊の受け入れを開始し、昨年4月から着任いただいた協力隊員8名につきましては、一人も欠けることなく、今年度も継続し、さまざまな分野で本村のために活躍していただいております。

今年度は、新たに6名の地域おこし協力隊を募集したところ、これまで5名の応募があり、そのうち、2名は家庭の事情等により途中で辞退されましたが、結果的に3名の地域おこし協力隊を迎えることができました。

このうち1名は、元岩手県立大学の看護学部で教鞭をとっていた保健師資格を有する女性で、そうした知識や経験を活かし、村内の要支援者世帯を家庭訪問した上で、状況確認と困りごと相談などの業務に取り組んでいただいております。その方以外の2名は、20代の男性で、自伐型林業の技術習得や村の広報業務に従事しているところでございます。

4点目に、伊保内高校の魅力化支援について

本村唯一の高等学校である伊保内高校につきましては、入学者の減少に歯止めがかからず、高校存亡の危機に瀕しておりましたことから、昨年度より、高校支援を本格化した結果、本年4月の入学者数は、村内から16名、二戸管内から8名、県外から2名の26名が入学し、昨年4月の入学者数から11名増やすことができました。

特に、県外からの入学生は数年ぶりであり、高校の県外募集制度による入学は初めてのケースであるため、ふるさと館に入室していただき、日常生活を含めた支援を行っております。

また、本年4月に入学した1年生からは、制服を一新し、制服購入費の全額補助やバス交通費の全額補助、伊保内高校生限定の奨学金制度など、村としても伊保内高校存続のために力を入れた支援をしているところであります。

また、昨年2月に設立し、商品開発と販売を行いました「伊高むらおこし会社」につきましても、2年目を迎え、これまでの商品開発・販売に加え、プロモーション動画制作とゲームのプログラミング制作を新たに追加し、外部講師を招きながら、高校生の興味関心の高いテーマに取り組んでおります。この6月1日には、岩手県教育委員会の指導主事等が「むらおこし会社」の活動を視察に訪れ、県内でも先進的な取り組みとして大変感心して帰られたとの報告を受けております。

しかしながら、小規模校ならではの課題も多いことから、高校と連携を密にしながら、まずは村内の中学生に、さらには村外、県外の中学生から選んでいただけるような魅力的な高校の実現に向け、引き続き支援してまいりたいと思っております。

五つ目に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について

新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、村政調査会の場合でも毎回報告してまいりましたが、あらためて現状を報告させていただきます。

3回目接種の状況でございますが、65歳以上の高齢者につきましては、2月8日を開始時期として、県立二戸病院と九戸地域診療センターから、それぞれ医師と看護師を派遣していただき集団接種を実施してまいりました。その結果、対象者の85.9%が接種を完了しております。併せて、12歳から64歳につきましては、二戸医師会の協力をいただいて個別接種を実施しており、6月7日現在で、57.8%の村民が3回目の接種を完了している状況であります。また、5歳から11歳の児童への接種につきましても3月23日から開始され、32.5%が1回目の接種を済ませ、その後2回目の接種に入っております。

次に、今後の予定になりますが、60歳以上の方の4回目接種の実施につきましては、県立二戸病院と九戸地域診療センターのご了解をいただき、7月12日から集団接種を開始できる運びとなりました。これにより国の定める期限の9月末までには、対象者の接種が完了できるものと見込んでおります。

対象者には、予約センターの準備ができ次第、3回目の接種から5カ月を経過し、接種が可能となった方から順番に接種券を発送する予定としております。

今後とも、村民の皆さまが少しでも安心を実感していただけるようにワクチン接種の機会提供に努めてまいりたいと考えております。

六つ目に、産直施設オドデ館の改修について

産直施設オドデ館並びに周辺の整備につきまして、現在の状況を報告いたします。

昨年度から着手しておりますオドデ館増改修工事につきましては、世界的なウッドショックやコロナ禍による電気・設備機器等の資材不足の影響を受け、工程の変更を余儀なくされておりますが、現在8月中のプレオープンを目指して建物工事を進めているところであります。建物の工事が完了した後に外構工事に取りかかり、秋にはグランドオープンできる見込みとなっております。

次に、昨年度取得いたしました南側農地周辺に関する整備事業についてであります。この事業では、オドデ館南側の駐車場整備や集出荷場建屋の建築などを計画しているところでありますが、5月に駐車場の測量設計業務の契約を締結しております。今後は、この業務の成果を基に、秋ごろに整備工事を実施する予定でございます。

七つ目に、村営戸田牧野の管理について

村営戸田牧野につきましては、本年4月28日から開牧を行っております。その時点では、9戸の農家からホルスタイン種67頭、黒毛和種等7頭が入牧いたしました。昨年度はホルスタイン種59頭、黒毛和種等3頭でしたので、今年度においては、利用農家のみなさんから牧野を積極的に活用いただいたものと認識しております。

なお、牧野の牛舎施設では、放牧とは別に現在64頭ほどを育成している状況でございます。開牧にあたっては、白血病衛生検査を行うとともに、10月30日の閉牧まで毎月衛生管理を実施することとしており、今後、預託牛に事故の無いよう注意しながら、適切な育成管理に努めてまいります。

八つ目に、株式会社九戸村総合公社のナインズファームについて

ナインズファームにつきましては、令和3年7月に株式会社九戸村総合公社に統合したところでありますが、現在、新規就農支援に係る機能強化に鋭意取り組んでおります。

その一環として本年4月から、栽培技術の知識を豊富に持つ人材「アグリディレクター」を配置しており、研修生の指導はもとより、村内の若手生産者の育成指導の強化にもあたっているところであります。

さらに、研修生への助成金の見直しも行い、単身者については、前年度までの1.3倍の月額13万円に増額するとともに、新たに夫婦単位での研修生を受け入れた場合には、助成金は夫婦2人で月額19万5,000円とし、研修期間中の生活面での支援をしております。今年度は4月から新たに受け入れた研修生2名と合わせ、3名の研修生が栽培技術や農業経営の習得に熱心に取り組んでいるところであります。

研修生につきましては、今後も広く募集を行い、農業研修生を増やすことによ

りまして、本村への移住定住にもつなげてまいりたいと考えております。

以上、第1回定例会以降の行政執行状況について、報告させていただきました。

今議会には、議案8件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

ただ今から、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和4年第2回九戸村議会定例会が開催されるにあたり、第1回定例会以降の教育行政に関する執行状況と今後の予定につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず、はじめに、持続可能で良質な教育環境の整備についてであります。

昨年2月から10月にかけて、地域住民、保護者、中学生、高校生、行政連絡員、女性団体、高齢者団体などの各層の幅広い住民を対象として「ナインズミーティング2」と称した教育懇談会を行い、さらに11月には、お二人の学識経験者をお招きしてのシンポジウムを開催いたしました。そして、本年2月には中学生以上の村民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を報告書にまとめ4月に全戸配布したところであります。

アンケート用紙の回収率は65.4%でありまして、学校再編・統合することに肯定的な方は全体で59.9%、ご回答いただいたすべての世代で、学校の再編・統合を望まず現状のままが良いと回答された方よりも、再編・統合した方が良い、あるいはすべきとお考えの方が多という結果でした。

持続可能で良質な教育環境の整備ということを考えるとき、本村の大きな課題は、仮に、村内すべての小学校を統合しても小規模校であり、現在すでに伊保内小学校を除く4校は過小規模校であるということです。少子化がさらに進むことになれば、将来的には中学校も過小規模校となります。それは人数が少なすぎるだけではなく、これまでも再三申し上げて来たように、あらゆる教育活動に制約がかかってくるということを意味します。

男女比がいびつになるなど、児童生徒の健全な育成という観点のみならず、教員の適正配置や教科担任制の導入といったさまざまな変化への対応の側面からも多くの問題を抱えております。

もし、現状のままで、今後の就学予定者数が推移した場合、令和6年度に本村の小学生は200人を割り込み、令和10年度には伊保内小学校に複式学級ができ、多くの学校で入学児童が全員男児であったり、女児であったりという男女バランスを欠く学年が今以上に出現します。さらに、現在の複式学級においても、飛び複式といった一つあるいは二つ以上の学年をまたいだ複式学級になることも懸念されます。

中学校においては、令和11年度から生徒数が100人を下回り、翌12年度から3学級規模となり、15年度以降の生徒数が50人台となってしまいます。

こうした状況にならぬよう、村独自に打ち出している子育て支援、移住定住促進施策の推進とともに、教育委員会では持続可能で良質な教育環境を子どもたちに提供していくために具体的な具体案を早急に村民の皆さまにお示しし、丁寧な説明に努めながら年内には、多くの村民の合意を得る方向で進めたいと考えております。

次に、教員の資質向上についてであります。

今年度の定期人事異動により、小学校6名、中学校は3名の教諭が転入してまいりました。このうち、新採用は小学校が1名で教諭の異動規模は昨年度とほぼ変わりませんが、管理職の異動については、校長が小学校、中学校合わせて6名中5名、副校長は6名中4名、さらには指導主事も交代するなど、大幅に入れ替わりました。管理職も含めた転入者については、5月の連休明けに学校を訪問して面談、授業参観などを実施し、本村が目指す教育を理解し、実践するように要請いたしました。各校の校長からは、おおむね順調に新年度のスタートがされているという報告を受けております。

I C T活用については、村内各小学校と中学校の教員からなる「I C T活用推進協議会」を新たに立ち上げ、校長会の会長を顧問、副校長会の代表者を会長として組織し、児童生徒の自宅へのタブレットの持ち帰りや教員の学力向上に資する能力向上に向けた効果的な活用法の研究を進めてまいります。

また、「ことばの教室」の運営にあたっては、県北地区に専門的な知識技術を有する教員がいないことから、夏季休業を利用して総合教育センターと連携した研修を実施するほか、村内5つの小学校に配置している学校支援員を対象とした研修を実施する予定です。

3点目は、教員の働き方改革についてであります。

他市町村に比べ、本村の教職員が過重な負担を強いられているという状況ではありませんが、教職員がゆとりを持って児童生徒に向き合うため、一昨年から学校事務の共同実施の導入を進めており、他の市町村に先駆けて令和5年度の本格運用を目指しております。この共同実施で取り組む柱は、小中学校における徴収金を口座振替とすることで、学校現場の多忙化の解消を図るとともに、児童生徒

及び教職員が直接金銭を取り扱うことをなくすことで、会計処理の簡素化とリスク管理を図るものであります。

令和2年度以降、給食費の無償化が実施されたことで、保護者の経済的負担軽減とともに金銭徴収事務がすでに不要となっておりますが、これ以外の各種徴収金の取り扱いについても学校現場での負担の軽減が進むこととなります。

4点目は、学校部活動についてであります。

報道によれば、公立中学校の運動部活動のあり方を検討しているスポーツ庁の有識者会議が、休日の部活動を地域や民間の団体に委ねる「地域移行」を2023年度から2025年度の3年間で達成するとの提言案をまとめ、提示したとのこと。これによれば、その3年間で改革集中期間と位置づけ、自治体に対して具体的な取り組みや推進計画の策定を要請し、休日の地域移行がおおむね完了した後は平日でも進めていくとされております。さらには文化庁においても同様の検討がなされているとのことでもあります。

こうした動きの背景には、学校部活動に伴う教員の過重負担の解消と少子化に対応したスポーツ活動、文化活動の機会確保があり、一連の方針は一律に実施するものではないと理解しておりますが、地域ごとの特性や経費の問題など、課題も多くあります。とはいえ、すでに日本中学校体育連盟では、学校ごとの参加に限らず、地域クラブの参加を認めるために、参加基準の緩和を図る方針であることから、こうした流れは進むものと考えております。

岩手県においても、令和元年度に「中学生スポーツ・文化活動に係る研究有識者会議」を立ち上げ、審議のまとめとして「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」と題した提言がなされております。

私の方からは、「九戸村スポーツ推進委員会」などの機会に、こうした状況について、村内の関係者の方々に情報提供をしております。

なお、県内他市町村の動向ですが、岩手町の3中学校のホッケー部、葛巻町のバスケットボール部など、7競技が県教委の指定を受けた実践研究を行っているほか、八幡平市では総合型地域スポーツクラブ設立に向けて動き出しているようであります。

本村では、平成30年12月に「九戸村における部活動の在り方に関する方針」が策定されておりますが、その内容は、専らこれまでに倣った形での中学校部活動の在り方が基本になっており、現在では中学校部活動の地域移行の問題のみならず、スポーツ少年団活動においても参加者の減少や保護者の負担増などのさまざまな課題を抱えております。

教育委員会といたしましては、「持続可能で良質な教育環境の整備」と同様に、本村の児童生徒へのスポーツ・文化活動参加の機会確保と競技力の向上に向けた基本方針の策定に向け、今年度中に関係諸団体の代表者からなる検討委員会を立

ち上げる方向で準備を進めております。

5 点目は、学校給食の提供についてであります。

教育委員会では、先月に学校給食センター職員が新型コロナウイルスの感染で出勤停止となった事態を踏まえ、日々の食材及び調理器具の衛生点検はもちろんのこと、感染症や災害、施設設備の故障など、さまざまなトラブルに対応するため、新たにマニュアルを改訂いたしました。これに加え、学校や保護者とともに連携して、児童生徒への安心安全で安定的な学校給食の提供に努めてまいります。

さらに、九戸村の給食がどのように提供されているかについて、児童生徒、また保護者にも理解していただくよう、広報活動や見学会の実施など、給食を提供する側とされる側の相互理解を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年度、「九戸うまみたっぷり給食」や「オブチキ給食」あるいは「復興支援給食」など特色ある給食提供を通じて、児童生徒に地元農産物への理解を深めてもらう取り組みを進めてまいりましたが、今年度はさらに残菜の減少にも本格的に取り組めます。最近の世界情勢や気候変動、依然として向上しない我が国の食料自給率を考えたとき、「食べ物を大事にする」という姿勢を育む必要があると思うからであります。しかし、それは決して強制的であってはならず、自分たちで解決していくことが理想でありまして、7月と11月に伊保内小学校と長興寺小学校児童を対象に、食品納入業者の協力を得て「世界と食」、「流通と食」をテーマとする講演会を実施する計画です。

これらの食育指導を通じて、児童生徒が残菜を減らすことを主体的に考えるよう取り組んでまいります。

6 番目は、社会教育についてであります。

これまで単独で行われていた女性教室や生涯学習アカデミー、九曜塾、公民館学級などの講座をまとめ、昨年度からスタートした「学び処ナインズカフェ」は、おかげさまを持ちまして2年目を迎え、参加者の皆さまから好評をいただいております。

先月5月14日の本年度第1回「九曜塾」は、山中での山菜学習を予定しておりましたが、熊によるものと思われる人的被害が村内で発生したことを受け、急遽一戸町の御所野縄文遺跡見学に変更いたしました。各種教室、講座の実施にあたっては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を含め、さまざまなリスク管理をしっかりと施してまいります。

また、昨年度に地域活性化起業人として株式会社ルネサンスからおいでいただいた木村千春フィジカルプランナーに代わり、今年度は一戸町のNPO法人スポーツウェルネスからお二人の指導者をお招きして、各年代層を対象とした運動教室を開講しております。これまでに、未就学児から小学3年生向けの「運動遊び教室」、成人対象のストレッチやエアロビクス教室をそれぞれ実施いたしました。

各種講座の様子は、広報くのへ「学び処ないんずカフェだより」のコーナーで毎月お知らせしております。

最後に、コミュニティスクール導入の状況ですが、これまでに村内すべての小中学校に学校運営協議会が設立されまして、4月から5月にかけて順次第1回の会議が終了しております。これにより、本村児童生徒の健全育成に向けた地域との連携の枠組が出来上がりましたので、今後、その運営と活動内容の充実を図ってまいります。

以上、学校教育、社会教育ともに今年度の事業がスタートいたしております。

教育行政全般に変革を促す少子化は、本村に限らず県内すべての自治体に共通の課題であり、平成元年ごろから今日まで、県内では教育環境の整備をすでに終えたところ、現在進行しているところ、これから手を付けようとしているところ、まだ何もしていないところとさまざまありますが、本村においては、多くの村民が望んでいるのは、先のアンケート調査の結果が示しているとおおり、持続可能で良質な教育環境の整備の具体的な姿、方策であります。

教育委員会としては、こうした村民の負託に応える責務があると自覚しております。

議員の皆さまにおかれましては、本村のあるべき理想的な教育行政施策の実現に今後ともご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます、今定例会での教育行政執行状況の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、古舘 巖君、2番、川戸茂男君、3番、坂本豊彦君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から6月17日までの5日間です。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

6月14日、15日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、6月14日、15日の2日間は、議案調査のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いします。

◎議案第1号から議案第8号までの一括上程・説明

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第4、議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」から、日程第10、議案第8号「令和4年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」までの議案8件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号から順次、説明願います。

議案第1号及び第2号について。総務課長

○総務課長(杉村幸久君) それでは、議案第1号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

次の方を九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 九戸村大字戸田第19地割269番地の木戸場 誠氏。昭和24年4月3日生まれの方になります。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、現委員が令和4年7月6日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。

続けて、議案第2号につきましても固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の方を九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 九戸村大字伊保内第11地割18番地5の高橋治巳氏。昭和22年9月14

日生まれの方になります。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由になりますが、現委員が令和4年7月14日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第3号について。保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） 議案第3号「九戸村環境美化推進条例」について、ご説明いたします。

議案の最後のページに、九戸村環境美化推進条例の概要という説明資料をご用意しておりますので、そちらをご覧ください。

まず、条例制定の背景・目的でございます。

村では、これまでクリーン九戸行動日や春・秋の大掃除点検など、地域や各種団体と協力しながら環境美化とその意識啓発に努め、一定の成果を上げてきたと考えております。

ですが、依然として空き缶やペットボトル等のごみが道路等の公共の場所へ捨てられ、また、飼い犬のふんが処理されず放置されるなどという状況がまだ見られるということがあります。

そのような中で、環境美化意識及びマナーのさらなる向上を図ることを目的に、村民、事業者、村それぞれが果たすべき責任や基本事項を定めた条例を制定し、村内、村外に積極的に情報発信しながら地域が一体となって環境美化の推進に取り組むことで誰もが住みたい、誰もが住み続けたい九戸村の実現と快適な生活環境の確保を図ろうとするものでございます。

条例の内容となりますが、2条では定義を示しております。

そして、3条、4条、5条、6条では、村、村民等、事業者等、土地占有者等の責任、責務を定めております。

次に、第7条から第15条でございしますが、9つの項目に分けて、それぞれ禁止事項や守っていただく事項を載せております。

そして、16条から20条でございします。村が行う指導、勧告、措置命令等などなどの部分を定めるものでございます。

次に、施行期日となりますが、附則の部分で載せております。令和4年7月1日を公布予定としておりまして、条例の周知期間を設けた後、令和4年8月1日施行という予定で進めたいというふうに考えております。

ページを戻っていただきまして、議案の方によろしく申し上げます。

提案理由でございます。村民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、快適でさわやかな生活環境の下、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、条例を制定しようとするものであります。

これが、この条例案を提出する理由であります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第4号について。産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） それでは、議案第4号「オドデ館増改修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、ご説明いたします。

令和3年9月30日に議会の議決を経たオドデ館増改修工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 工事名は、オドデ館増改修工事。
- 2 工事場所は、九戸郡九戸村大字山屋地内でございます。
- 3 請負者は、所在地 岩手県二戸市米沢字荒谷30番地5。

名称が、株式会社中館建設。代表取締役 中館 眞でございます。

以上の変更の内容ですが、契約金額において、変更前2億5,080万円を変更後3億362万5,300円とするものでございます。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、オドデ館増改修工事において、資材の高騰並びに工期延伸による現場経費の増大等で設計変更が必要となったため、請負変更契約を締結しようとするものでございます。説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第5号について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 議案第5号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,970万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,006万1,000円とするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正となります。

2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加いたしております。

3ページから4ページにかけての歳出につきましては、10款2項の小学校費を除きまして、それぞれ増額をしております。

次のページからが補正予算に関する説明書、事項別明細書になっておりますので、主なものについて、説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

まずは、歳入からになりますが、15 款 2 項 3 目 1 節に感染症予防事業費等国庫補助金として、336 万 4,000 円を計上しております。総務管理費の新型コロナワクチン 4 回目接種に係る経費に充当されるものになります。

16 款 2 項 2 目 9 節の子育て世帯特別給付事務費補助金 784 万 8,000 円は、児童福祉費の子育て世帯に対する特別支援金に充当されるものでございます。

16 款 2 項 4 目 21 節の農業集落排水事業債償還基金費補助金 260 万 6,000 円と、その下にあります同じく 5 目 3 節の下水道事業債償還基金費補助金 8 万 3,000 円につきましては、それぞれの歳出科目の減災基金への積立金に充てられるものでございます。

16 款 4 項 1 目 1 節の地方創生臨時交付金 4,088 万 1,000 円は、コロナ禍における原油価格及び物価高騰対応分として交付されるものでございまして、社会福祉費の物価高騰対策生活応援給付金と児童福祉費の子育て世帯臨時特別支援金に充当されます。

同じく 2 節の地方創生推進交付金 875 万円は、移住定住地域活性化プロジェクトに該当するものになりまして、企画費の持続可能な森林資源活用事業に充当されます。

4 ページに進んでいただきまして、20 款の繰越金には、今回 5,221 万 5,000 円の追加計上をしております。

21 款 4 項 4 目 8 節雑入のデジタル基盤改革支援補助金 333 万 1,000 円は、企画費のシステム改修等業務委託料に充当されます。

次に、5 ページからの歳出につきましても、主な項目を説明させていただきます。

まず、2 款 1 項 6 目、企画費の中の 12 節委託料に、1,959 万 3,000 円を追加しております。このうち、システム改修等業務委託料 744 万 3,000 円は、政府が運営するオンラインサービスを活用した電子申請の導入に向けてのシステム改修になっております。自伐型林業推進業務委託料 625 万円は、研修会やイベント等の開催に係るもの。それから、森林資源活用推進業務委託料 590 万円は、地域資源調査や商品開発、そして試作品の作成等に係る委託料となっております。

その下 13 節の機械借上料 469 万円と 17 節の備品購入費 66 万円は、自伐型林業推進や森林資源活用業務に必要なとなる機械のリース料や、チェーンソーや防護服等の購入費となっております。

7 目 12 節の委託料 152 万 9,000 円は、平成 20 年以来、久しく更新されておられませんでしたが航空写真につきまして、昨年、撮影した写真により、今回、全村分

を更新したいと、するための経費として計上するものでございます。

同じく 10 目 12 節の委託料につきましては、60 歳以上及び 60 歳以下の基礎疾患をお持ちの方の新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種に係る健康管理システムの改修と、予約受付業務の期間延長に伴う経費となっております。

次に、6 ページをお開きいただきまして、3 款 1 項 1 目 19 節、扶助費の 3,175 万円は、現在、生活必需品等の値上がりが続いておりまして、家計を直撃しておりますことから、物価高騰対策生活応援給付金として、村民一人当たり 5,000 円と非課税世帯に対しましては、1 世帯当たりプラス 5,000 円を給付することとし、必要となる事業費を計上したのになります。

その上にあります 10 節需用費、それから 11 節役務費には、支給に係る事務経費を計上しております。

3 款 2 項 2 目、児童措置費につきましては、子育て世帯に対し生活支援として、県の子育て世帯臨時特別支援金に 1 万 5,000 円を上乗せし、中学生以下の児童一人当たり 3 万円を支給するための 19 節扶助費の 1,590 万円と 10 節及び 11 節はその事務経費になってございます。

4 款 1 項 1 目 18 節、負担金補助及び交付金のうち、管理栄養士出向負担金はこれまで議会においてもその必要性について、たびたびご指摘をいただいております保健センターへの管理栄養士の配置に関しまして、九戸教育施設運営会職員の出向が可能となったことから、人件費相当額を同団体への負担金として計上したものととなります。

7 ページに進みまして、6 款 1 項 8 目、土地改良総合整備事業費の農業生産基盤整備事業補助金 209 万 6,000 円は、新規 1 団体、計画拡大、1 団体の申請があったための増額となります。

その下、12 目 24 節、積立金 260 万 6,000 円は歳入でもふれましたが、農業集落排水事業債償還基金費補助金を減災基金に積み立てようとするものでございます。

8 ページをお開きいただきまして、6 款 2 項 2 目林業振興費には、ふるさとの館の薪ボイラー導入に伴い必要となる薪のストックヤードを整備するに当たり、12 節に設計積算委託料として、300 万円を。14 節工事請負費には、1,494 万 3,000 円を計上してございます。

8 款 5 項 1 目 27 節、繰出金 299 万円は、下水道事業特別会計の補正に伴い繰出金を増額するものでございます。

最後に、9 ページをご覧くださいまして、10 款の教育費となります。

2 項 1 目 12 節、教育施設運営業務委託料 310 万 8,000 円の減につきましては、学校用務員の配置業務をご案内のとおり九戸教育施設運営会へ委託しているところですが、衛生費のところでも説明させていただきましたが、村への出向を含む 4 月の人事異動に伴って、人件費が減額となった相当分について、委託料を減額

しようとするものでございます。

5項2目18節の自治公民館整備事業補助金265万9,000円は、泥ノ木集落センターと田代生活改善センターで行う整備事業に対する事業費の2分の1補助となっております。

6項2目12節、体育施設管理業務委託料355万5,000円は、今年度九戸村総合公社からの出向職員を九戸教育施設運営会で受け入れたことに伴いまして、同運営会が同公社に対し負担する人件費相当分について、増額しようとするものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算について、主な内容を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号及び第7号について。地域整備課主幹
- 地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第6号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,695万2,000円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページを5枚めくっていただきたいと思っております。事項別明細書の3ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入ですが、4款1項1目1節の一般会計繰入金は、5万3,000円の増となります。

ページを1枚めくっていただきまして、4ページをご覧願います。

4款1項1目総務費の22節償還金、利子及び割引料ですが、過年度分農集排受益者分担金の還付金及び還付加算金を計上したことによる増でございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

続きまして、議案第7号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,241万1,000円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページを5枚めくっていただきたいと思います。

事項別明細書の3ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入ですが、3款1項1目1節の一般会計繰入金は、299万円の増となります。

ページを1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

1款1項1目総務費の22節償還金、利子及び割引料ですが、過年度分下水道受益者分担金の還付金及び還付加算金を計上したことによる増でございます。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第8号について。水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第8号「令和4年度九戸村水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 令和4年度九戸村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

既決の収入支出予定額の総額に、収入支出それぞれ26万円を増額し、収入支出予定額の総額を収入支出それぞれ1億4,121万円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、次ページ以降にお示ししております。

令和4年6月13日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページを1枚めくっていただきまして、2ページの予算実施計画補正をご覧くださいと思います。

まず、収入ですが、10款2項4目、雑収益の補正額26万1,000円の増についてですが、水道技術管理者講習受講料に対する助成金でございます。

次に、支出ですが、11款1項2目、配水及び給水費の補正額29万7,000円の減についてですが、収入支出予定額の総額を同額とするため、修繕費を減額し調整するものでございます。

次に、4目総係費の補正額55万7,000円の増についてですが、水道技術管理者講習受講に係る旅費及び受講料でございます。

水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第3、議案第1号「固定資産評価審査委員

会の委員の選任に関し同意を求めることについて」から日程第 10、議案第 8 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」までの議案 8 件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、6 月 17 日の会議において行うこととしたいと思います。ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

なお、次の会議は、6 月 16 日午前 10 時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前 11 時 14 分）